

5. 障害者スポーツにおけるグローバリゼーション

－障害者スポーツの国際的団体の組織化と長野パラリンピック－

尾崎 正峰

はじめに～考察の前提

人々のスポーツの権利を論ずるとき、ユネスコ「体育・スポーツ国際憲章」（1978）は国際的な到達点として認識される。

この憲章が対象として想定しているのは、「すべての」人々であることは、その第1条に「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」ことが謳われていることから自明のことであろう。にもかかわらず、第1条-3で「学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、身体障害者とその要求に合致した体育・スポーツプログラムにより、その人格を十分に発達させるための特別の機会が講ぜられなければならない」と記されている。また、第3条-1は「（体育・スポーツのプログラムは）社会的に恵まれないグループの要求に優先権を与えなければならない」としている。

このように、憲章がわざわざ「学齢前児童を含む若い人びと、高齢者、身体障害者」、あるいは「社会的に恵まれないグループ」を取り上げた意味は何であろうか。現在、憲章の制定過程の詳細な議論をつまびらかにする資料をもちえていないため推測の域を出ないが、憲章の制定された1970年代後半という時代においては、一部の国を除けば、高齢者や障害者などの人々がスポーツに参加する権利とは自明のことからではなかったからではないかと思われる。

（旧）西ドイツが「ゴールドンブラン」を策定し、1970年代にはその目標を達成した。また、ユネスコ憲章に先立つ1975年、CE(Council of Europe)は「ヨーロッパ・みんなのためのスポーツ憲章」を採択した。このことに象徴されるようにヨーロッパ（とくに、西側先進国といわれた国々）においては、すでにスポーツをする権利にたいする社会的承認は進んでいたととらえることが

できる。一方、多くの国にとってユネスコ憲章に示されたスポーツ権思想は、今後到達すべき目標とでもいうべきものであったろう。

ユネスコ憲章のなかに示された障害者に対する規程は、スローガ的に「スポーツ・フォア・オール」といわれる「すべての」人々へのスポーツの保障を考えると、障害者にたいする意識的取り組みが必要であることをいみじくも示している。換言すれば、障害者へのスポーツの保障を実現することは、文字通り「すべての」人々のスポーツの保障につながるということができよう。

ユネスコ憲章が採択されて以後、20年という時が経った。スポーツとその権利をめぐる状況も変化した。そのなかで、障害をもつ人々がスポーツに参加するための多様な選択肢を社会のなかに構築していくこと、そのことにたいする社会的認知と社会的承認が、少しずつ広がってきている。パラリンピックをはじめとする国際大会の開催や国際的競技団体の組織化など、国家の枠組みを越えた活動も展開されてきている。

本稿では、障害者スポーツのグローバリゼーションの現状の一端を探るために、昨年（1997年）の本研究室の秋合宿での報告を下敷きに国際パラリンピック委員会（IPC）の組織化過程をとらえること、そして、今年（1998年）3月の長野パラリンピック冬季大会とそれに合わせて開催されたパラリンピック・エキスパート・コンgresでの議論から触発されたことについてまとめていくこととしたい。

1. 障害者スポーツ組織の国際化

～国際パラリンピック委員会を例に

（1）国際パラリンピック委員会への組織化過程
国際パラリンピック委員会（The International Paralympic Committee、以下「IPC」）は、今

年長野で開催されたパラリンピック冬季大会をはじめとして、障害者の国際スポーツ大会を開催している国際的な障害者スポーツ組織である。

I P Cが掲げる目標は、以下のものである。

- ①世界レベルの競技会の開催
- ②I O Cなど国際スポーツ機関との連携
- ③健常者と障害者の統合
- ④個々の障害者グループの技術ニーズに応える国際レベルから地域レベルまでの競技会の日程づくりのコーディネート
- ⑤目的達と理念の達成のための教育プログラム、調査、プロモーション活動への援助
- ⑥障害者のスポーツ参加におけるあらゆる差別の排除の促進
- ⑦障害者のスポーツ参加と障害者の能力開発のためのトレーニングプログラムを受ける機会の拡大の追求

I P Cの設立は、1989年9月21日、デュッセルドルフにおいてであった。多くの人の率直な印象として、「そんなに最近の出来事なのか」という思いを禁じ得ないのではないだろうか。パラリンピックは、第1回大会が1960年にローマを舞台に開催されて以来、1964年には第2回大会が東京で、その後、夏季、冬季の両大会にわたって回数を重ねてきていることを私たちは知っているからである。

上記の印象のなかに含まれる疑問にも似た思いに答えるために、まず、障害者スポーツの競技団体の組織化の変遷の概要を見ておこう（資料は、I P C関連のホームページ等からのもの）。

<表-1 障害者スポーツに関する組織の設立>

- 1948 第1回ストック・マンデヴィル大会
1952 ISMGF(International Stoke Mandeville Games Federation)設立
1960 IWGSD(International Working Group Sport for Disabled)結成

* World Federation for Ex-serviceman (世界歴戦者連盟)の支援

1964 ISOD(International Sport Organization for the Disabled)設立

* IWGSDの後継団体

* ISMGFに加盟できなかったアスリート（視覚障害、手足切断、脳性小児麻痺、対麻痺）の参加

1978 CP-ISRA(Cerebral Palsy International Sport and Recreation Association)設立

* 脳性小児麻痺の単独団体

1980 IBSA(International Blind Sport Association)設立

1982 ICC(International Co-ordinating Committee Sports)結成

* CP-ISRA、IBSA、ISMGF、ISODの4団体の統合

1986 CISS(Comite International Sports des Sourds)とINAS-FMH(International Association Sport for Persons with Mental Handicap)がICCに加盟

1989 IPC設立

上記の表に見るような障害者スポーツの競技団体の組織化の過程から、I P Cが現在のように、6つの国際的な障害者スポーツ組織(CISS、CP-ISRA、IBSA、INAS-FMH、ISMGF、ISOD)から構成される形になるまでには、いくつもの段階が存在したことが分かる。全体の流れとしては、障害別の競技団体が結成され、その後、各団体が統合していくという過程を取っていたことができる。

(2) I P Cへの組織化過程に見る特徴

現状において、障害者スポーツの競技団体としては最大のものであるI P Cへの組織化過程の全体的な流れは、前項のようにまとめられるであろうが、ここでは、さらにいくつかの特徴点を以下のようにとらえてみたい。

①競技としての障害者スポーツの源流がストックマンデヴィル競技大会であること。その背景には、

ヨーロッパにおける戦傷者の増大があったこと。

障害者スポーツ、とくに、競技としての障害者スポーツを語るとき、必ず取り上げられるのが、ストーク・マンデヴィル競技大会である。発端は、第二次世界大戦の戦傷者、とくに脊椎損傷者にたいしてグットマン博士が行った治療・リハビリの一環として車椅子アーチェリーが取り入れられたことにある。脊椎損傷者にとって身体運動は大事なものであり、競技であるからこそ真剣になる、そのことが治療効果を促進する、という博士の考えに依っていた。1948年に最初のストーク・マンデヴィル競技大会が開催され、その後、国際競技大会へと展開し、実施種目も増加していった。

パラリンピック大会は、このストーク・マンデヴィル競技大会との結びつきが深いものである。第1回パラリンピック・ローマ大会（ただし、このときは「パラリンピック」の名称は使用されていない）は、同時に第9回国際ストーク・マンデヴィル競技大会であり、第2回東京大会は第13回国際ストーク・マンデヴィル競技大会でもあったことが、そのことを端的に示している。

②脊椎損傷者以外の障害者の組織化は1960年代以降の結成であること。

障害者スポーツの競技団体の組織化が、1960年代以降に進展した背景には、いくつかの要素があると考えられる。

第一に、前述のパラリンピック・ローマ大会開催があげられるであろう。同大会に刺激を受け、脊椎損傷者以外の障害者の間にも、国際レベルの競技会の開催と参加の要求が生まれてきたのではないだろうか。

パラリンピック大会の参加者層の変遷を見ても、1960年の第1回パラリンピック大会は、参加選手は身障者のみ、それも、主に、脊椎損傷者が占めていた。その後、1976年の第5回トロント大会において、視覚障害、手足切断者の参加が実現し、1980年のアーヘン大会では、脳性小児麻痺者の参加を見た。これ以後の大会では、知的障害者の参加も実現するなど、さまざまな障害をもつ

人々の参加へと拡大を遂げていった。

第二に、本稿の冒頭で指摘したように、ヨーロッパの国々では、第二次世界大戦後、人々のスポーツ参加にたいする政策展開がなされてきていた。その結果、多くの人々（健常者）がスポーツに参加するようになった結果、障害をもつ人々が「我々もスポーツを」ということになったのではないか。同時に、直接的に、障害者スポーツにたいする政策も展開するようになったことも大きかったと予想される。

2. 長野パラリンピック冬季大会をめぐって

(1) パラリンピック・エキスパートコンGRESS 今回のコンGRESSは通算で4回目にあたる。

管見の限りでは、このコンGRESSに関する全国レベルのテレビ・新聞報道はなされなかった。障害者スポーツをめぐって、パラリンピックという個別的なことがらに限定されない、幅広い議論がなされたコンGRESSについての報道が（ほとんど）なされなかったことは、後述の競技報道の問題と合わせて、障害者スポーツにたいするメディアの姿勢の一端を見る思いである。

コンGRESSでは、基調講演のほかに4本の招待講演。その他、各国の実践についての報告がなされた（各報告の具体的な内容については、別稿「パラリンピック・エキスパートコンGRESSに参加して」『スポーツのひろば』1998年5月号、を参照していただきたい）。

ここでは、基調講演と招待講演を聞いて、筆者が持った感想、ならびに問題意識をまとめてみたい。各国の障害者スポーツをめぐり状況の把握が不十分である現状では、多くの修正点、場合によっては、誤りをも含んでいるかもしれないが、コンGRESSでの議論に接して率直に感じた点を以下にまとめてみる。

①障害者スポーツを支える基盤整備における国家や自治体の位置と役割は、ヨーロッパとアメリカ（あるいは、カナダを含めて北米）とは異なっているのではないか。

自己資金によるクラブや施設の運営という面では、ヨーロッパもアメリカも共通点があるが、運営面等への国家や自治体による援助という面では大きな違いがあるように思われた。

ヨーロッパにおいては、国家や自治体による公的資金の導入をはじめとして、その役割は相当程度の大きさを持っている。一方、アメリカやカナダにおいては、国や州、そして、自治体からの補助はなく、寄付金獲得の活動をはじめとして、自前の資金で運営している。「自分たちですべてをしなければならなかった」という報告者の発言は、そのことの率直な表明であろう（基調後援者のハル・オレアリイ（アメリカ）と招待後援者の一人ジェリィ・ジョンストン（カナダ）両氏は、ともに同趣旨の発言をしていた）。

この点を考察していく際には、福祉国家体制の比較研究が必要になるのではないかと感じた。

②アメリカやカナダなどの北米地域の障害者スポーツ、とくにウインタースポーツの条件整備が本格化したのは 1970 年代以降のことではないか。

この点は、前項と同じくハル・オレアリイ氏とジェリィ・ジョンストン氏の報告を聞いて感じたことである。とくに、ジョンストン氏の「1970 年代、われわれは何もないところから始めた」と発言し、筆者の質問に対するフロアからの補足意見の中で「彼（ジョンストン）こそ創始者である」という発言があった。

なぜ 1970 年代であったか、現時点では不明である（ベトナム戦争とその戦傷者問題が思い浮かぶが、確証はない）。

しかし、両氏の映像を交えた報告から伺い知る限り、現在のアメリカやカナダにおいて、障害者がウインタースポーツをするための条件整備は、相当程度進んでいると思われた。交通機関、スキー場までのアクセス手段、リフトなどの設備、専門の指導者（養成の制度化と資質）しかりである。

乱暴な言い方をすれば、1970 年代当初は大きな違いはなかったが、その後の約 30 年間という時の過ごし方が、現在の彼我の差を生みだしてい

るのではないかという思いを強くもった。また、アメリカでは、1990 年の ADA 法（障害をもつアメリカ人法）の制定とその実施も大きいと考えられる。

（2）パラリンピック大会のマスコミ報道

パラリンピック大会に関するマスコミ報道は、直前に開催されたオリンピック大会と比べると著しく少なかった。とくに、テレビは、パラリンピック大会の開催前まではほとんど取り上げなかったといってよい（例外的に、テレビ朝日は多くの特集を組んでいた）。

オリンピックでは、NHKが「BSはぜんぶやる」というコピーとともに、競技の模様を極力リアルタイムで放映するべく番組編成を行った。一方、パラリンピックに関しては、開会式と閉会式こそ生中継されたものの、競技そのもののリアルタイムの放映はほとんどなされず、ニュースのなかで競技結果とともにその一部が流される程度であった。その後、日本選手の活躍、とくに、アイスレジャースケートにおけるメダルラッシュのため、マスコミに取り上げられる機会が増えたが、こうした対応のなかに、マスコミ（とくに、テレビ）における障害者スポーツの位置づけ、さらには、「後追い姿勢的体質」がかいま見える。

このように、多くの不十分さと問題をはらんでいたパラリンピック報道であったが、残した成果は小さくはなかったのではないか。これまでもパラリンピックをはじめとする障害者スポーツを積極的に取り上げてきたテレビ朝日、そして、NHKも大会終了後、選手個人にスポットを当てた番組をいくつか放映した。これらは、日本におけるマスコミ報道の全体量からすればごく小さな部分であったかもしれないが、少なからぬインパクトを人々に与えたということができる。障害者スポーツ、とくに、競技としての障害者スポーツの存在を人々にアピールしたのではないかと考える。障害者スポーツ＝リハビリ、ないしは、弱々しいものというイメージを払拭したいという願いは、障害者スポーツに関わる人々の間から出されてき

ていたが、今回の大会はその実現へ向けての一步であった。

(3) 大会は何を残したのか～長野の街は

パラリンピック大会が、長野に、ひいては日本の障害者スポーツに何を残したのか。この点は、パラリンピック大会を評価する上で、今後の最大のポイントとなるであろう。

ここでは、健常者と障害者がともに暮らすまちづくりの指標となる生活基盤整備について見ていきたい。高齢者福祉計画（ゴールド・プラン）や「障害者に優しい街づくり」など、最近の自治体計画のなかで、高齢者と障害者と街づくりの問題は大きな課題として取り扱われるようになった。

では、長野の街はどうであろうか。パラリンピック開催によって何が変わり、何が変わっていないのであろうか。

筆者の体験からするならば、JR長野駅ではコンコースなどにスロープや障害者用エレベーターが設置されていた。案内所も改札口を出たすぐの所に設置され、大会期間中はヴォランティアも積極的に活動しており、障害者も活動しやすい環境が整えられていた。

しかし、駅前から徒歩で10分も経たないところで道路に段差が目立ち、車椅子では通行が困難なところが多く見受けられた。また、大通りを横切するための地下道の入口には階段しかなく、スロープやエレベーターの影も形もなかった。

競技会場（アクアウイング）の入口もスロープが設置されていたが、勾配が急で、その長さも車椅子の人には相当の労力が必要だろうと思わせるほどのものであった。スロープを設置すれば事足りるものではない。

この筆者の個人的で狭い経験から判断しても、パラリンピック開催は、「障害者に優しい街づくり」、あるいは「バリアフリーな社会」へのきっかけになったが、その全体的な成果を見るのは、まだ先のことであるといわざるを得ないであろう。しかも、オリンピック開催に向けての公共投資の累積のため長野県と長野市の自治体財政は逼迫し

ている。「オリンピック景気」に沸いた建設業界を筆頭に、景気もどん底といわれる。そうした状況下において、長野の福祉が停滞・後退するのではないかという危惧は県内の関係団体から表明されている。障害者スポーツも同様の状況にさらされることになる。

おわりに

障害者スポーツのグローバル化の一端を、国際的競技団体の組織化過程と長野パラリンピック大会をめぐる状況に即して見てきた。推論にとどまっている部分も多く、課題は尽きないが、今後、検討すべき事項を列挙して、この稿を閉じることとしたい。

今回の作業で、国際的な競技団体の組織化過程のアウトラインをつかむことができた。今後は、入り組んでいる各団体の組織化の過程を、その動因とともにより詳細にとらえていく必要がある。

次に、日本における障害者スポーツの現状をとらえることが必要となってこよう。

これまでの日本における障害者スポーツ研究を振り返れば、いくつかの先駆的な研究が存在しているものの、研究の絶対量は少ない。また、社会体育や生涯スポーツなどの言葉で語られてきた、地域における人々のスポーツ活動に関する研究成果は一定程度の蓄積を見ているが、そこに障害者スポーツを明確に位置づけるという点では弱さを持ってきた。この点は克服されなければならない。

日本における障害者スポーツの問題を考えると、第一に、政策史的観点からの整理が必要であろう。障害者スポーツに直接関係する政策展開の把握はもちろんのこと、たとえば、1970年前後の日本型福祉社会（福祉国家の日本的展開）の検証や現在の規制緩和と市場化の促進という状況下における福祉問題、など国家政策全体ともリンクした議論が求められるだろう。

第二に、地域で進行してきている障害者スポーツの実態とその多様化をとらえることである。自治体による事業展開、すなわち、障害者を対象としたスポーツ大会や教室の開催、施設・設備の整

備、指導者養成、等が少しずつであるが進行してきている。障害者の自主グループの活動と組織化も展開を見せてきている。この点に関しては、「地域福祉」の時代において、ノーマライゼーションの実現と地域社会における生活者像の形成、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）、自立生活、自己実現、などの言葉が語られるようになった社会福祉分野とのクロスオーバーが必要であろう。

最後に、障害者スポーツの展開にあたっての障害者自身の意見表明、また、権利実現の主体として障害者自身が位置づく、という至極当然なことからをおさえておきたい。そこにおける主体の形成過程に注目することも重要であろう。すでに始まっている障害者の「囲い込み」にたいするアンチテーゼ、そして「同一化」「統合化」への模索のなかにその芽を見いだすことができよう。

環境問題をはじめとする世界規模の問題にたいして、生活者レベルからの運動を興し、進めるときのスローガンに“Think Globally, Act Locally”というものがある。ここにあげた検討事項と課題は、障害者スポーツにおける“Think Globally, Act Locally”の現実の姿を探ることであり、障害者スポーツにおけるグローバリゼーションとローカリティを結ぶ線を見いだすことにもつながるであろう。

<障害者スポーツ関連の参考文献>

- * 芝田徳造『スポーツは生きる力』、民衆社、1986。
- * 中川一彦『身体障害者とスポーツ』、日本体育社、1976。
- * 藤原進一郎『身体障害者のためのスポーツ指導』、ほるふ出版、1982。
- * ハンディスポーツ研究会編『障害者と市民スポーツ』、ふどう社、1982。
- * 拙稿「みんなのスポーツ」『いまこそ「みんなのスポーツ」を』、中央法規出版、1991。
- * 馬場哲雄「『パラリンピック東京大会』の史的研究」福祉文化学会『福祉文化研究』第1号、

1992。

- * 『障害者白書 平成9年版』、総理府、1997。
- * 『月刊社会教育』、1997年10月号、国土社。
- * 日本社会事業大学障害者社会教育研究会『社会教育行政における障害者の学習・文化・スポーツ活動の実態』、1987。
- * 小川利夫・大橋謙策編著『社会教育の福祉教育実践』、光生館、1987。
- * 小林繁編著『君と同じ街に生きて』、れんが書房新社、1995。
- * 『Active Japan』（季刊、身障者スポーツ専門誌）、主婦の友社。
- * 相川俊英『長野オリンピック騒動記』、草思社、1998。

<全体的な状況に関する参考文献>

- * 青井和夫・直井優編『福祉と計画の社会学』、東大出版会、1980。
- * 京極高宣『市民参加の福祉計画』、中央法規出版、1984。
- * 新藤宗幸『福祉行政と官僚制』岩波書店、1996。
- * 宮田和明『現代日本社会福祉政策論』、ミネルヴァ書房、1996。
- * 吉本充賜『障害者福祉への視座』、ミネルヴァ書房、1978。
- * 磯村英一・一番ヶ瀬康子・原田伴彦編『講座差別と人権 5 心身障害者』、雄山閣、1986。
- * 定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一編『自立生活の思想と展望』、ミネルヴァ書房、1993。
- * 手塚直樹・加藤博臣共編『障害者福祉基礎資料集成』、光生館、1985。
- * 東大社会科学研究所編『福祉国家』（全6巻）、東大出版会、1985。
- * 東大社会科学研究所編『転換期の福祉国家』（上 下巻）、東大出版会、1988。
- * 渡辺治・後藤道夫他『講座現代日本』（全4巻）、大月書店、1996～97。
- * ゴッフマン『スティグマの社会学』（石黒毅訳）、せりか書房、1987。
- * 竹内章郎『「弱者」の哲学』、大月書店、1993。